

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業

実施方針

平成 15 年 10 月 20 日

埼玉県企業局

目次

はじめに.....	1
第1 特定事業の選定に関する事項.....	2
1 事業内容に関する事項.....	2
2 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	5
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	6
1 事業者の募集及び選定方法.....	6
2 事業者の募集及び選定の手順.....	6
第3 事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	14
1 基本的考え方.....	14
2 要求水準.....	14
3 予想されるリスクと責任分担.....	14
4 事業の実施状況の監視.....	14
第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	15
1 敷地の立地条件.....	15
2 本施設の概要.....	15
第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	16
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	17
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
2 企業局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合.....	17
4 金融機関と企業局の協議.....	17
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	18
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	19
1 議会の議決.....	19
2 入札に伴う費用負担.....	19
3 生活環境影響調査.....	19
4 実施方針に関する問合せ先.....	19
別紙1 サービス対価の支払について.....	24
1 サービス対価の構成.....	24
2 設計及び建設業務に係る対価.....	24
3 維持管理・運営業務に係る対価.....	26

別紙 2	発生土の有効利用業務について	28
1	発生土の有効利用.....	28
2	発生土有効利用に係る費用	28
3	市場変動への対応等	29
別紙 3	常用電源供給事業について	30
1	提案事項	30
2	総合評価	30
3	提案電力供給量に満たない場合の措置.....	30
別紙 4	モニタリングの実施とサービス購入料の減額について	31
1	維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置.....	31
2	モニタリング	32
3	業務水準低下に対する措置	33
4	サービス購入料の減額	35

はじめに

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業に関する実施方針

埼玉県企業局（以下「企業局」という。）は、大久保浄水場排水処理施設等（以下「本施設」という。）整備・運営事業（以下「本事業」という。）について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。）に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することとした。

この実施に関する方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定並びに本事業の適正かつ確実な実施を確保するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年総理府告示第 11 号）にのっとり、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業

(2) 事業に供される公共施設の種類

埼玉県企業局大久保浄水場排水処理施設
非常用電源施設

(3) 公共施設の管理者の名称

埼玉県公営企業管理者 田村健次

(4) 事業目的

埼玉県企業局（以下「企業局」という。）が実施する水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「水道事業」という。）については、県勢の発展とともに着実に整備・推進してきたところであるが、近年の社会・経済情勢の大きな変化や県民ニーズの多様化などに伴い、より効果的・効率的な事業運営など、様々な課題を解決していくことが求められている。

こうした中で、本県水道事業の基幹浄水場である大久保浄水場においては、昭和43年に稼働を開始して以来約30余年が経過し、排水処理施設については経年劣化が著しく、老朽化が進んでいる非常用電源施設と合わせ、安定した水道水の供給のためには、施設の更新が急務となっている。

実施にあたっては、環境に及ぼす負荷を低減するため、廃棄物の発生抑制、循環型社会の推進が社会的要請となっている中で、更新する施設においても処理過程で発生する浄水発生土の減量化や再生利用を前提としたシステムを構築することが求められている。

また、事業手法としては、県民等が享受できるサービスの価値を最大にし、そのサービス創出のために投下するコストを最小限に抑えるという考え方が厳しく求められており、PFI手法については、平成14年度に実施した導入可能性調査において、十分な有効性が確認されたところである。

このような状況を踏まえ、企業局では、大久保浄水場の排水処理施設及び自家発電設備の更新並びに維持管理運営、さらに、発生土の有効利用について民間事業者の技術力やノウハウを最大限活用し、長期に亘って安定的に排水処理業務等を行うためにPFI事業として行うこととした。

(5) 事業に関係する主な法令等

本事業の実施に当たっては、以下の関係法令等を遵守すること。

- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)
- ・ 都市計画法(昭和43年法律第100号)

- ・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- ・ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- ・ 工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)
- ・ 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- ・ 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- ・ 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- ・ 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- ・ 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- ・ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- ・ 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成 12 年法律第 104 号)
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)(平成 3 年法律第 48 号)
- ・ エネルギーの利用の合理化に関する法律(省エネルギー法)(昭和 54 年法律第 49 号)
- ・ 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)
- ・ 埼玉県環境影響評価条例(平成 6 年埼玉県条例第 61 号)
- ・ 埼玉県生活環境保全条例(平成 13 年埼玉県条例第 57 号)
- ・ ふるさと埼玉の緑を守る条例(昭和 54 年埼玉県条例第 10 号)
- ・ その他関連法令・施行規則等

【要綱・各種基準等】

- ・ 水道施設設計指針
- ・ 建設機械施工安全技術指針
- ・ 土木工事安全施工技術指針
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱
- ・ 建設工事副産物適正処理推進要綱
- ・ その他の関連要綱・各種基準等

(6) 事業内容

ア 事業方式

本事業の事業方式は、事業者が P F I 法に基づき、新たに排水処理施設、非常用電源施設等を設計・建設し、企業局に本施設を引き渡し、事業期間を通して本施設の維持管理および運營業務を行う B T O 方式 (Build-Transfer-Operate) とする。

なお、既存施設のうち、汚泥調整池について、新設施設と合わせて維持管理・運営するとともに、沈砂池天日乾燥床発生砂の処分業務を行う。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、平成16年11月から平成40年3月までの約23年間(設計・建設期間3年間)とする。

ウ PFI事業の範囲

事業者は、企業局と事業者が結ぶ事業契約に基づき、事業契約期間内、以下に示すPFI事業の範囲のサービスを企業局に提供することとする。

(ア)設計及び建設業務

- a. 設計業務
- b. 建設業務
- c. 工事監理業務

(イ)維持管理業務

- a. 建物維持管理業務
- b. 設備維持管理業務
- c. 外構維持管理業務
- d. 保安及び警備業務

(ウ)運營業務

- a. 排水処理業務
- b. 発生土有効利用業務
- c. 非常用電源供給業務

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、事業者が実施する本施設の設計・建設業務に係る対価、維持管理・運營業務に係る対価から構成される。

(ア)設計・建設業務に係る対価

企業局は、設計・建設業務に係る対価について、事業契約書においてあらかじめ定める額を、前払金、一時支払金及び割賦方式により事業者に支払う。

(イ)維持管理業務及び運營業務に係る対価

企業局は、維持管理及び運營業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める額を、運営期間にわたり事業者に支払う。なお、維持管理・運營業務に係る対価は固定費・変動費から構成され、変動費は各支払期の業務実績に応じて変動させた金額を支払う。

(7) 事業スケジュール(予定)

本事業の事業期間は約23年とし、詳細については次のとおりとする。

ア 事業契約等の締結

(ア)事業契約締結 平成16年11月

イ 事業期間

(ア)設計・建設期間 平成16年11月～平成20年3月

(イ)所有権移転期限 平成20年3月

(ウ)維持管理・運営期間 平成20年4月～平成40年3月
(20年間)

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定方法

本事業をPFI(Private Finance Initiative)の手法により実施した場合に、従来型の手法により実施した場合に比べて財政資金の効率的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。企業局の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

(2) 選定手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア コスト算出による定量的評価

イ 事業者に移転されるリスクの検討

ウ PFI事業として実施することの定性的評価

エ 上記の結果を踏まえた総合的評価

(3) 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。なお、公表は埼玉県企業局ホームページ等により行う。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本事業は、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、落札者の選定に当たっては、建物及びサービスの対価の額及び事業運営能力、建設及び維持管理・運営能力等その他の条件により選定（いわゆる総合評価一般競争入札：地方自治法施行令第167条の10の2）を行う予定である。なお、本事業はWTO政府調達協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールについては、以下のとおりとする。

表1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

	内容	日時
ア	実施方針等の公表	平成15年10月20日
イ	説明会等の開催	平成15年10月29日
ウ	実施方針等に関する第1回質問 受付締切	平成15年11月14日
エ	実施方針等に関する第1回質問 回答	平成15年12月5日
オ	特定事業の選定・公表、契約書案の公表	平成15年12月下旬
カ	実施方針等に関する第2回質問 受付締切	平成16年1月下旬
キ	実施方針等に関する第2回質問 回答	平成16年2月上旬
ク	入札公告・入札説明書等の交付	平成16年2月下旬
ケ	入札説明書等に関する第1回質問 受付締切	平成16年3月上旬
コ	入札説明書等に関する第1回質問 回答	平成16年3月下旬
サ	参加表明書及び資格確認申請書の提出	平成16年4月中旬
シ	資格確認通知の発送	平成16年4月下旬
ス	入札説明書等に関する第2回質問 受付締切	平成16年5月上旬
セ	入札説明書等に関する第2回質問 回答	平成16年5月下旬
ソ	入札（提案書の提出）	平成16年6月下旬
タ	落札者決定・公表	平成16年9月
チ	事業契約締結	平成16年11月

* 質問への回答等は、埼玉県企業局ホームページ等により行う。

(2) 事業者の募集手続等

ア 実施方針等の公表

本実施方針を平成15年10月20日に公表する。

イ 説明会等の開催

実施方針等に関する説明会及び現地見学会を次の要領で開催する。

実施方針等に関する説明会及び現地見学会

開催日時 平成15年10月29日 13:30～

開催場所 埼玉県大久保浄水場西部本館大会議室

所在地 さいたま市桜区大字宿618

当日連絡先 048-852-8841

(説明会当日は資料を配付しないので、各自持参のこと。)

説明会等への参加希望者は、実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書(様式1)に必要事項を記入し、FAX又はE-mailにより提出すること。

申込期限 平成15年10月24日

申込先 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21

埼玉県企業局水道部水道計画課PFI推進担当

TEL 048-830-7068, 7069

FAX 048-834-5071

E-mail a7060@pref.saitama.jp

文書形式は、Microsoft-Word とする(Windows版)

ウ 実施方針等に関する第1回質問の受付

(ア)質問の方法 質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式2)に記入し提出すること。

(イ)受付期間 実施方針の公表から平成15年11月14日まで

(ウ)提出方法 E-mail 又は郵送

(郵送の場合、印刷物を添付してフロッピーにて提出のこと)

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21

埼玉県企業局水道部水道計画課PFI推進担当

TEL 048-830-7068, 7069

FAX 048-834-5071

E-mail a7060@pref.saitama.jp

文書形式は、Microsoft-Excel とする(Windows版)

エ 実施方針等に関する第1回質問への回答

実施方針等に関する質問への回答を平成15年12月5日までに行う。

オ 特定事業の選定・公表

実施方針に関する質問等を踏まえ、PFI事業として実施することが適切であると認められる場合、本事業を特定事業として選定し、平成15年12月下旬に公表する。

また同時に、契約書(案)の公表を行う。

カ 実施方針等に関する第2回質問の受付

実施方針等に関する第2回質問の受付を平成16年1月下旬に行う。

キ 実施方針等に関する第2回質問への回答

実施方針等に関する第2回質問への回答を平成16年2月上旬までに行う。

ク 入札公告・入札説明書等の配布

実施方針等に関する質問・回答及び特定事業の選定の手続を踏まえ、平成16年2月下旬に入札公告を行い、入札説明書及び附属資料(業務要求水準書、落札者決定基準、契約書(案)、様式集等)を配付する。

ケ 入札説明書等に関する第1回質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を平成16年3月上旬に行う。

コ 入札説明書等に関する第1回質問への回答

入札説明書等に関する質問への回答を平成16年3月下旬までに行う。

サ 参加表明書及び資格確認申請書の提出

入札参加者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類を平成16年4月中旬までに提出すること。

シ 資格確認通知の発送

資格審査の結果については、平成16年4月下旬に入札参加者の代表企業に通知する。なお、入札参加資格がないと判断された場合、その理由の説明要求があった入札参加者に対し回答を送付する。

ス 入札説明書等に関する第2回質問の受付

入札説明書等に関する質問の受付を平成16年5月上旬に行う。

セ 入札説明書等に関する第2回質問への回答

入札説明書等に関する質問への回答を平成16年5月下旬までに行う。

ソ 入札(提案書の提出)

入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を平成16年6月下旬までに提出する。提案方法等の詳細については、入札説明書にて提示する。

タ 落札者決定・公表

提出された提案書について総合的に評価を行い、落札者を決定し、平成16年9月に公表する。

チ 事業契約締結

事業者との契約は企業局内での承認を経た後、平成16年11月に事業契約を締結する。

(3) 入札参加者の備えるべき参加資格要件

ア 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

(ア)入札参加者は、単独企業（以下、「入札参加企業」という。）又は複数の者で構成されるグループ（以下、「入札参加グループ」という。）とする。

(イ)入札参加者は、本施設を設計する企業（以下「設計企業」という。）、本施設を建設する企業（以下「建設企業」という。）、本施設の維持管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）、本施設の運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されることを基本とする。ただし、入札参加者に代えて、協力企業（協力企業とは、事業開始後、SPCから本件業務を直接受託し、請け負うことを予定している者であり、以下「協力企業」という。）において参加資格要件を判定することができるものとする。

(ウ)入札参加グループは、入札参加グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めなければならない。代表企業は入札手続や企業局との連絡対応窓口となるものとする。

(エ)入札参加者は、参加表明書及び資格確認申請書の提出時に、代表企業、構成員（設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業等）及び協力企業の企業名および携わる業務について明らかにすること。

(オ)入札参加者は、本事業に係わる入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施する特別目的会社（SPC）（以下「SPC」という。なお、SPCは商法が規定する株式会社でなければならない。）を設立するものとする。入札参加者は必ずSPCの出資者となり、入札参加者の合計でSPCの過半数の株式を保持するとともに、代表企業は入札参加者を含めたすべての出資者の中で最大の出資をしなければならない。

(カ)入札参加者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合には、企業局と協議を行うものとする。

(キ)提案時の協力企業を契約後に同等の能力、実績を有する企業に変更することについては、企業局の承認を条件に可能とする。

(ク)入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

イ 入札参加者の参加資格要件

入札参加者および協力企業は、次の参加資格要件を満たさなければならない。

- (ア)本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ)本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ)設計企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (エ)建設企業は、以下の要件を満たしていること。
- a. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事及び電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - b. 本事業における建設工事に対応する業種において、1 年 7 月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受け、当該業種において以下に示す総合評点を上回っていること。
 - ・ 土木工事業 1100 点以上
 - ・ 建築工事業 1000 点以上
 - ・ 電気工事業 1100 点以上
 - ・ 機械器具設置工事業 1000 点以上
- (オ)維持管理企業、運営企業については、本施設と同種かつ同程度の技術水準の業務における実績を有すること。

ウ 入札参加者及び協力企業の制限

次に該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(イ) 埼玉県公営企業財務規定第 120 条の規定により、埼玉県公営企業管理者及びその委託を受けた者が締結する契約の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 埼玉県の指名停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(オ) 民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

(カ) 最近 1 年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者

(キ) 本事業に係る企業局のアドバイザー業務に関与した下記企業・事務所および、下記企業・事務所と人事面・資本面で関係のある者
パシフィックコンサルタンツ株式会社・三井安田法律事務所

(ク) 本事業の審査委員会委員

(4) 審査及び選定に関する事項

ア 審査委員会

提案書の審査は、学識経験者及び企業局職員で構成する「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業 審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が、あらかじめ定めた落札者決定基準に基づいて行い、最優秀提案を選定する。

イ 落札者の決定

企業局は、審査委員会の選定結果を基に、落札者を決定する。

ウ 審査方法

審査は、入札価格のほか、設計・建設、維持管理、運営等の提案内容及び企業局の要求水準との適合性並びに資金調達及びリスク分担を含む事業計画の妥当性、確実性等の各方面から総合的に評価する。

エ 結果及び評価の公表

企業局は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、企業局のホームページ等で公表する。

(5) 契約に関する基本的な考え方

ア 事業契約の概要

企業局は落札者と事業契約を締結する。契約内容は、設計、建設、維持管理・運営業務等を包括的かつ詳細に規定するものである。なお、事業契約書案については特定事業の選定と同時に公表する。

イ 特別目的会社の設立

落札者は、本事業を遂行するため、特別目的会社として商法（明治 32 年 3 月 9 日法律第 48 号）に定める株式会社を設立するものとする。企業局は、落札者と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。

なお、落札者となった入札参加企業又は入札参加グループの構成員は必ず特別目的会社に出資することとし、入札参加企業又は構成員の議決権が全体の 50% を超えるものとする。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。

入札参加企業又は構成員は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、企業局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(6) 提出書類の取扱い

ア 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

なお、本事業において公表及びその他企業局が必要と認めるときには、企業局は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

第3 事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における本施設の設計・建設、維持管理、運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、企業局が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議のうえ、企業局が責任を負うものとする。

2 要求水準

本施設の設計・建設、維持管理、運営に関する要求水準は、入札説明書等に示すとおりとする。

3 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び企業局と事業者の責任分担は、原則、表 2 に定めるものとする。

リスクの配分を変更することで、より高いVFMが得られると考えられる場合には、必要に応じて変更を行うものとし、入札説明書において確定する。

4 事業の実施状況の監視

企業局は、事業者が実施する本施設の設計・建設、維持管理、運営について、定期的に監視を行う。監視の方法、内容等については、事業契約書に定める。

企業局は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が業務要求水準書等に定める事項を満たしていないと判断した場合に、事業契約書に定める手続きに従いサービス購入料の減額、是正勧告その他の措置をとる。

第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地の立地条件

- ア 建設用地
埼玉県さいたま市桜区大字在家 355 番地先
- イ 敷地面積
約 22,000 m²
- ウ 都市計画区域
市街化調整区域（水道用地）
- エ 土地の取得等に関する事項
本敷地は企業局の所有地であるが、事業者は本事業の実施に必要な範囲において土地を無償で使用できるものとする。

2 本施設の概要

本事業の対象施設を以下に示す。なお、乾燥施設等の導入及び常用電源供給事業等は事業者提案とする。

(1) 排水処理施設

- ア 汚泥調整池
- イ 濃縮施設
- ウ 脱水施設
- エ 発生土有効利用施設
- オ 返送水施設
- カ 連絡管路施設
- キ 沈砂池天日乾燥床
- ク 受送電施設
- ケ 外構施設

(2) 非常用電源施設

- ア 非常用電源設備
- イ 非常用電源棟

第5 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、企業局と事業者は誠意をもって協議し、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業においては、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとる。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 企業局による是正勧告及び事業契約解除

事業者の提供するサービスが事業契約に定める企業局の要求水準を下回る場合、事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、企業局は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、企業局は、事業契約を解除することができる。

また、事業者が倒産若しくは事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難と合理的に考えられる場合、企業局は、事業契約を解除することができる。

イ 事業契約解除に伴う損害

アにおいて、企業局が事業契約を解除した場合、企業局は事業者に対し、これにより企業局に生じた損害を請求することができる。

2 企業局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者による事業契約解除

企業局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

イ 事業契約解除に伴う損害

アにおいて、事業者が事業契約を解除した場合、事業者は企業局に対し、これにより事業者が生じた損害を請求することができる。

3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

企業局及び事業者は、事業契約書に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

4 金融機関と企業局の協議

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と企業局で協議を行うことがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

ア 融資

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業であり、入札参加者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、入札参加者は自らの責任でその活用を行うこととし、企業局は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件については、入札参加者が直接同行に問い合わせを行うこと。

なお、無利子融資制度は、平成18年3月31日までの時限措置である点に留意されたい。

イ 前払金・一時支払金

企業局は、設計・建設業務に係る対価（消費税及び地方消費税を含まず）のうち、前払金・一時支払金として設計・建設業務に係る対価の3分の2に消費税及び地方消費税額を加えた額又は100億円のうち、小さい方の金額を上限に支払う。

このうち、前払金については、平成19年度の土木建築に関する工事のうち下記の項目に係る費用（消費税及び地方消費税を含む）の4割を超えない範囲で支払う。

一時支払金は、新設施設の所有権を県企業局に移転した後、設計・建設業務にかかる対価の3分の2に消費税及び地方消費税額を加えた額又は100億円のうちの小さい金額から前払金を引いた金額を支払う。

【前払金の対象となる費用】

土木建築に関する工事（請負代金50万円以上）

材料費・労務費・機械器具の賃貸料・機械購入費（当該工事において償却される場合に相当する額）・動力費・支払運賃・修繕費・仮設費・労働者災害補償保険料・保証料

に相当する額

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案を平成16年2月埼玉県議会定例会に提出予定である。

2 入札に伴う費用負担

入札参加者の提案及び入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

3 生活環境影響調査

本事業における施設整備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく「生活環境影響調査」の対象となる。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-21	
埼玉県企業局水道部水道計画課PFI推進担当	
TEL	048-830-7068, 7069
FAX	048-834-5071
E-mail	a7060@pref.saitama.jp

表 2 予想されるリスク及び企業局と事業者の責任分担表（案）

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			企業局	事業者	
共通	入札説明書等の誤り	入札説明書等の誤りや内容の変更に関するもの			
	法令等の変更	法令等（税制度を除く）の新設・変更に関するもの			
	許認可の遅延	事業者の申請手続きの不備等による許認可等の遅延に関するもの			
	税制度の変更	法人税の変更に関するもの（法人の利益に係るもの）			
		法人税の変更に関するもの（上記以外のもので、外形標準課税を除く）			
		消費税の変更に関するもの			
	住民対応	外形標準課税			
		本事業を行政サービスとして実施することに係わる住民反対運動・要望に関するもの等			
	環境問題	上記以外のもの（調査・設計・工事及び維持管理・運営に係わる住民反対運動・要望に関するもの等）			
		調査・工事に伴い不可避の騒音・振動・地盤沈下等による損害			
		事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる騒音・振動・地盤沈下等による損害			
	事故	有害物質の排出・漏洩			
企業局の活動に係わる事故等の発生					
事業の中止・延期	事業者が管理者の注意義務を怠ったことによる事故等の発生				
	許認可等の遅延、事業者の事業放棄・破綻によるもの、事業者が提供するサービスの品質等が一定のレベルを下回った場合等				
不可抗力	企業局の指示、債務不履行、当該サービスが不要となった場合等				
計画・設計段階	入札参加費用	戦争、暴動、天災等による設計変更、事業の延期・中止			
	測量・調査	入札参加費用の負担			
		企業局が実施した測量・調査に関するもの			
	設計等の完了遅延	事業者が実施した測量・調査に関するもの			
		企業局の提示条件、指示の不備・変更に関するもの			
	設計費等の超過	事業者の指示・判断の不備等、上記以外の要因による不備・変更に関するもの			
企業局の提示条件、指示の不備・変更に関するもの					
設計図書等の瑕疵	上記以外の要因によるもの				
建設段階	設計図書等の瑕疵	設計図書等の成果物の瑕疵			
	資金調達	必要な資金の確保に関するもの			
	用地	建設に要する資材置場の確保に関するもの			
		地中障害物に関し、企業局が把握し事前に公表したもの			
		地中障害物に関する上記以外のもの			
	工事の遅延	企業局の提示条件、指示の不備・変更により工事が遅延または完工しないことにより、開業が事業契約より遅延する場合			
		上記以外の理由により工事が遅延または完工しないこと等により、運転開始が事業契約より遅延する場合			
	施工監理	施工監理に関するもの			
	工事費の増大	企業局の提示条件、指示の不備・変更に関するもの			
		上記以外の要因によるもの			
	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任	建物：竣工後10年以内 設備：竣工後1年以内		
			建物：竣工後10年以降 設備：竣工後1年以降		
性能	要求水準等の不適合（施工不良を含む）				
施設の損傷	使用前に工事目的物や材料、関連工事等に関して生じた損害				
物価変動	インフレ・デフレ				
金利変動	金利の変動				

【大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業】
実施方針・別紙

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			企業局	事業者
維持管理・運営段階	支払遅延・不能	企業局のサービス対価の支払遅延・不能に関するもの		
	事業内容の変更	用途変更等、企業局の責めによる事業内容等の変更に関するもの		
		上記以外の要因による事業内容等の変更に関するもの		
	性能	要求水準等の不適合		
	維持管理・運営費の増大	企業局の責めによる事業内容等の変更等に起因する維持管理・運営費の増大		
		上記以外の要因による維持管理・運営費の増大（物価・金利変動によるものを除く）		
	物価変動	インフレ・デフレ		
	金利変動	金利の変動		
	施設の損傷	劣化による施設・備品等の損傷		
		事故・火災等による施設・備品等の損傷		
	修繕費の増大	修繕費が予想を上回った場合		
	発生土の量及び品質	発生土の有価利用量が、民間事業者が提案した有価利用量を下回った場合、又は発生土の品質が想定したものより劣悪である場合に関するもの		
発生土の処分費用	事業者が提案した有価利用量以外の発生土の処分に関する費用			
第三者賠償	施設から生じる騒音、振動、臭気等により周辺住民に損害を加えたことによる賠償費用			
移管段階	瑕疵担保	隠れた瑕疵の担保責任		
	移管手続き	施設移管手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等		
	施設の健全性	事業終了時の業務要求水準の未達		

) 負担者 主分担 従分担

(様式1)

平成15年 月 日

実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書

「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業」の実施方針等に関する説明会及び現地見学会に参加を申し込みます。

会社名	
所属	
所在地	
担当者名	
電話	
FAX	
E-Mail	
出席者名	

実施方針等に関する説明会及び現地見学会への参加は、1社3名までとします。

(様式2)

平成15年 月 日

実施方針等に関する質問書

「大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業」に関する実施方針等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所属	
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	
質問数		問

項目番号は、大：第 、中： 、小：()とし、それ以外を”他”の欄に記す事

No	資料名	頁	項目番号				質問等
			大	中	小	他	
1	(記載例) 実施方針	1	1	1	1	ア	

本項に示す様式は見本です。別添の EXCEL ファイルに記入し、提出してください。

別紙1 サービス対価の支払について

1 サービス対価の構成

各業務に係るサービス対価は表1のとおりとする。

表1 業務にかかるサービス対価

大分類	中分類	小分類	備考
設計及び建設業務	設計業務		設計・建設業務に係る対価
	建設業務	建設業務	
		建設に伴う各種申請等の業務	
		近隣調整及び準備調査業務	
工事監理業務	生活環境影響調査業務		
維持管理業務	建物維持管理業務	保守・点検及び修繕業務	維持管理・運営に係る対価
		清掃業務	
	設備維持管理業務	保守・点検業務	
		修繕・更新業務	
外構維持管理業務	保守・点検及び修繕業務		
	植栽維持管理業務		
保安及び警備業務	清掃業務		
運営業務	排水処理業務	施設運転業務	維持管理・運営に係る対価
		施設運転管理業務	
	発生土有効利用業務	発生土管理業務	
		発生土有効利用業務	
非常用電源供給業務	施設運転業務		
	施設運転管理業務		

2 設計及び建設業務に係る対価

設計及び建設業務に係る対価として、前払金・一時支払金及び割賦支払金により支払う。入札参加者は設計及び建設業務の対価（消費税及び地方消費税を含まず）の額とスプレッドを提案するものとする。

(1) 前払金・一時支払金

設計・建設業務に係る対価のうち、前払金・一時支払金として設計・建設業務に係る対価の3分の2に消費税及び地方消費税額を加えた額又は100億円のうち小さい金額を上限に支払う。

このうち、前払金については、平成19年度のみ、当該年度の土木建築に関する工事のうち下記の項目に係る費用（消費税及び地方消費税を含む）の4割を超えない範囲で支払う。

一時支払金は、新設施設の所有権を県企業局に移転した後、設計・建設業務にかかる対価の3分の2に消費税及び地方消費税を加えた額又は100億円のうち小さい金額から前払金を引いた金額の範囲で支払う。

【前払金の対象となる費用】

土木建築に関する工事（請負代金50万円以上）

材料費・労務費・機械器具の賃貸料・機械購入費（当該工事において償却される場合に相当する額）・動力費・支払運賃・修繕費・仮設費・労働者災害補償保険料・保証料

に相当する額

表2

支払時期	支払額	支払条件
平成19年度 （前払金の請求を受けた日から14日以内。ただし、県企業局の予算執行が可能となる時期以前の請求は不可。）	当該会計年度における支払限度額の10分の4以内の前払金(消費税及び地方消費税を含む)	保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、保証証書を県企業局に寄託して前払金を請求する。
平成20年月日 （一時支払金の請求を受けた日から40日以内）	設計・建設業務にかかる対価の3分の2に消費税及び地方消費税を加えた額又は100億円のうち小さい金額から前払金を引いた金額	新設施設の所有権を県企業局に移転した後一時支払金を請求する。

(2) 割賦支払金

設計及び建設業務の対価から前払金・一時支払金を引いた額を割賦支払金の元本とし、割賦支払金額は割賦支払元本と割賦支払利息の合計額に、割賦支払元本に対する消費税及び地方消費税相当額を上乗せした額とする。

割賦支払利息の算定に用いる利率は、基準金利と落札者が提案したスプレッドを合計した率とする。

(3) 支払時期及び支払額

アからエに従い、割賦支払金を年4回支払うものとする。

- ア 平成20年4月～平成25年3月
元本の4分の1の金額を5年間で元利均等返済する額 + 元本の4分の3に対する金利
- イ 平成25年4月～平成30年3月
元本の4分の1の金額を5年間で元利均等返済する額 + 元本の4分の2に対する金利
- ウ 平成30年4月～平成35年3月
元本の4分の1の金額を5年間で元利均等返済する額 + 元本の4分の1に対する金利
- エ 平成35年4月～平成40年3月
元本の4分の1の金額を5年間で元利均等返済する額

(4) 基準金利

東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース5年もの(円-円)金利スワップレート中値とする。

基準金利を決定する基準日は事業契約において合意された施設の引渡日の2銀行営業日前とする、以降、基準金利は平成25年4月1日の2銀行営業日前、平成30年4月1日の2銀行営業日前、平成35年4月1日の2銀行営業日前に改定する。

3 維持管理・運營業務に係る対価

維持管理及び運営の対価をサービス購入料とする。サービス購入料は発生土量によらず一定となる固定費とサービス単価に発生土量を乗じて算出される変動費からなるものとする。

入札参加者は固定費とサービス単価を提案するものとする。サービス単価は発生土量(t-ds)あたりの単価とし、発生土の発生量を年間15,200t-dsとした場合の金額を提案する。

(1) 支払時期及び支払対象額

平成20年度第1四半期(平成20年4月1日～6月30日)を初回として、以降年4回、平成39年度第4四半期(平成40年1月1日～3月31日)までの80

回の支払とする。

(2) サービス購入料の改定

物価変動に基づき固定費とサービス単価を年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動（指定インデックスは入札説明書で示す。）を勘案して定まる額とする。

(3) サービス購入料の支払

電気料金については、企業局が契約者となり、企業局からSPCに供給するため、使用量相当額のサービス購入料と相殺する。

また、SPCが企業局から購入する発生土の有価分の購入額についてもサービス購入料と相殺する。

別紙2 発生土の有効利用業務について

1 発生土の有効利用

排水処理に伴い発生した発生土及び沈砂池天日乾燥床にて発生した発生砂（以下「発生土」という。）は、SPCが全量を有効利用するものとする。有効利用とは、発生土を製品の原材料等の有用物として利用することをいい、有効利用の方法は、有価による利用と非有価による利用とに大別する。

2 発生土有効利用に係る費用

(1) 有価による有効利用

有価による利用は、SPCが発生土を企業局から有償（100円/t-ds以上）で買い取り、自らの責任で発生土を販売するものとし、その収益はSPCに帰属するものとする。

有価による利用は、必ず提案することとする。提案量については、事業期間を通じて維持するものとし、その買い取りについて入札参加に係る出資者が保証する（有価による利用の市場が消滅した場合等は別途協議）。実際の有価利用量が提案量を下回ることに對してペナルティは課さないが、支払対価の計算は、提案量が維持されたものと見なして行う。

(2) 非有価による有効利用

非有価による利用は、企業局が発生土の処分をSPCに委託し、SPCの責任で有効利用を図るものとし、それに係る費用を企業局が負担するものとする。

処理単価については、5年に1度見直す機会を設ける。

(3) 提案方法

発生土量を15,200t-ds/年とした場合の有価分の購入量及び購入単価、非有価分の処理単価から、発生土有効利用に係る費用を提案するものとする。

企業局が支払う発生土有効利用に係る費用は、発生土量（適正に処理されたことが確認できた量）から有価分の購入提案量を引いた量に非有価分の処理単価を乗じて求めた金額から有価分の購入額を引いた額とする。

PS Cの算出に当たっては、発生土は全量を含水率35%にすることとし、全量をセメント原料（処理単価10,000円/t）として利用することを前提とした。

提案を求めるに当たって含水率の指定はしないが、発生土有効利用に係る費用の提案単価（有価分、非有価分を併せた平均単価）はPS Cの設定単価（15,385円/t-ds）以下であることを条件とする。

【参考】VFM算定時に想定したPFI-LCCの発生土有効利用に係る費用の平均単価（含水率0%換算）

$$15,385円 \times 0.75 + (-154円) \times 0.25 = 11,500円$$

前提条件：発生土の全量を含水率35%まで乾燥する。

発生土量の75%は非有価による利用（処理単価10,000円/t）。

発生土量の25%は有価による利用（購入単価100円/t）。

3 市場変動への対応等

(1) 有価分の対応

ア 有価分として提案された発生土量の減量は 20 年間行わない。ただし、契約時に想定できなかった事態（有価による利用の市場の消滅等）が生じた場合には協議を行う。提案にかかる利用方法の市場が消滅したのみでは協議は行わない。

イ 有価分としての処理量が提案量を上回り、非有価分を含めた平均単価が低下した場合には、SPC の利益とする。

(2) 非有価分の対応

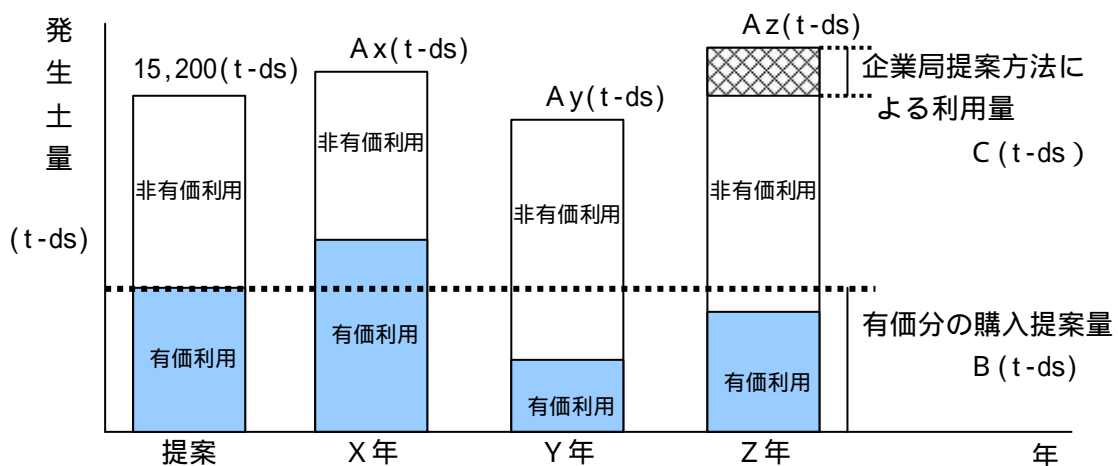
ア 非有価による有効利用の処理単価は、契約者の一方からの申し出により 5 年ごとに改定することができるものとする。その際、単価の改定を要請するものは、改定価格の正当性を証する書類（埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場における処分費用の変動率を基本とする）を事業契約書に基づいて設置する関係者協議会に提出するものとし、合理的と認められた場合に限り、次年度より単価を改定する。

イ 事業期間中、企業局が利用方法を提案し、それにより発生土有効利用に係る費用が低下した場合は、企業局、SPC 双方の利益とする。

(3) 場内における作業

発生土の処分業務について浄水場内で行える作業は、乾燥、破砕、造粒、袋詰め等の工程までとし、他の原料との混合などの加工はできないものとする。ただし、水道施設としての安全性及び衛生性等の確保に支障のない場合に限り、企業局の承認を得ることで、他の原料との混合による加工も可能とする。

【参考】発生土有効利用業務に係る支払対価の計算方法



$$X年 : (A_x - B) \times \text{非有価分の処理単価} - B \times \text{有価分の購入単価}$$

$$Y年 : (A_y - B) \times \text{非有価分の処理単価} - B \times \text{有価分の購入単価}$$

$$Z年 : (A_z - B - C) \times \text{非有価分の処理単価} + C \times \text{企業局提案方法の処理単価 (協議による)} - B \times \text{有価分の購入単価}$$

別紙3 常用電源供給事業について

1 提案事項

コージェネレーションシステム等の導入による常用電源供給事業は入札参加者の提案事項とする。なお、発生電力は、浄水場に無償で供給すること。

非常用電源設備は、浄水場施設保安電力及び非常時給水用施設保安電力も含めて必要電力が確保されれば、常用電源設備としての使用も可能とする。

P F I 事業における維持管理・運営開始時の大久保浄水場の電力契約は、東京電力（株）と同社が定める電気供給約款〔特定規模需要〕（以下、本別紙中「同約款」という。）に基づき「特別高圧季節別時間帯別 B」契約締結の予定である。さらに、常用電源設備が提案された場合は「特別高圧自家発補給電力 B」契約も必要となる場合があるが、基本的に同約款に規定される事項は事業者も遵守すること。

供給電力の運用にあたっては東京電力（株）による買電電源との系統連係を行うものとする。

また、常用電源設備等を使用し、大久保浄水場における契約電力量、消費電力量の削減を提案した場合は、事業期間中を通じて削減提案量を確保すること。なお、電源供給量は環境影響評価の対象とならない範囲で提案することとする。

2 総合評価

コージェネレーションシステム等の導入によるエネルギーの効率的利用を図る提案に対しては、サービス購入料とは別に削減電力料金額を評価する。

削減電力料金は、東京電力（株）の電気需給約款【特定規模需要】（平成 14 年 4 月 1 日実施）による、特別高圧季節別時間帯別電力 B、特別高圧自家発補給電力 B の契約で、燃料調整率は、平成 16 年 2 月の値を使用して求めたものとする。

ガス料金は、事業者提案とするが、各種燃料の通関統計価格（C I F）を前提条件とし、調整基準 C I F（平成 15 年 10 月～12 月）の値を使用して求めたものとする。

3 提案電力供給量に満たない場合の措置

毎月の契約電力削減量が確保出来なかった場合の減額措置は、同約款に規定される同契約等で定める契約超過金等の割り増し料金を、当該時期のサービス購入料より減額する。

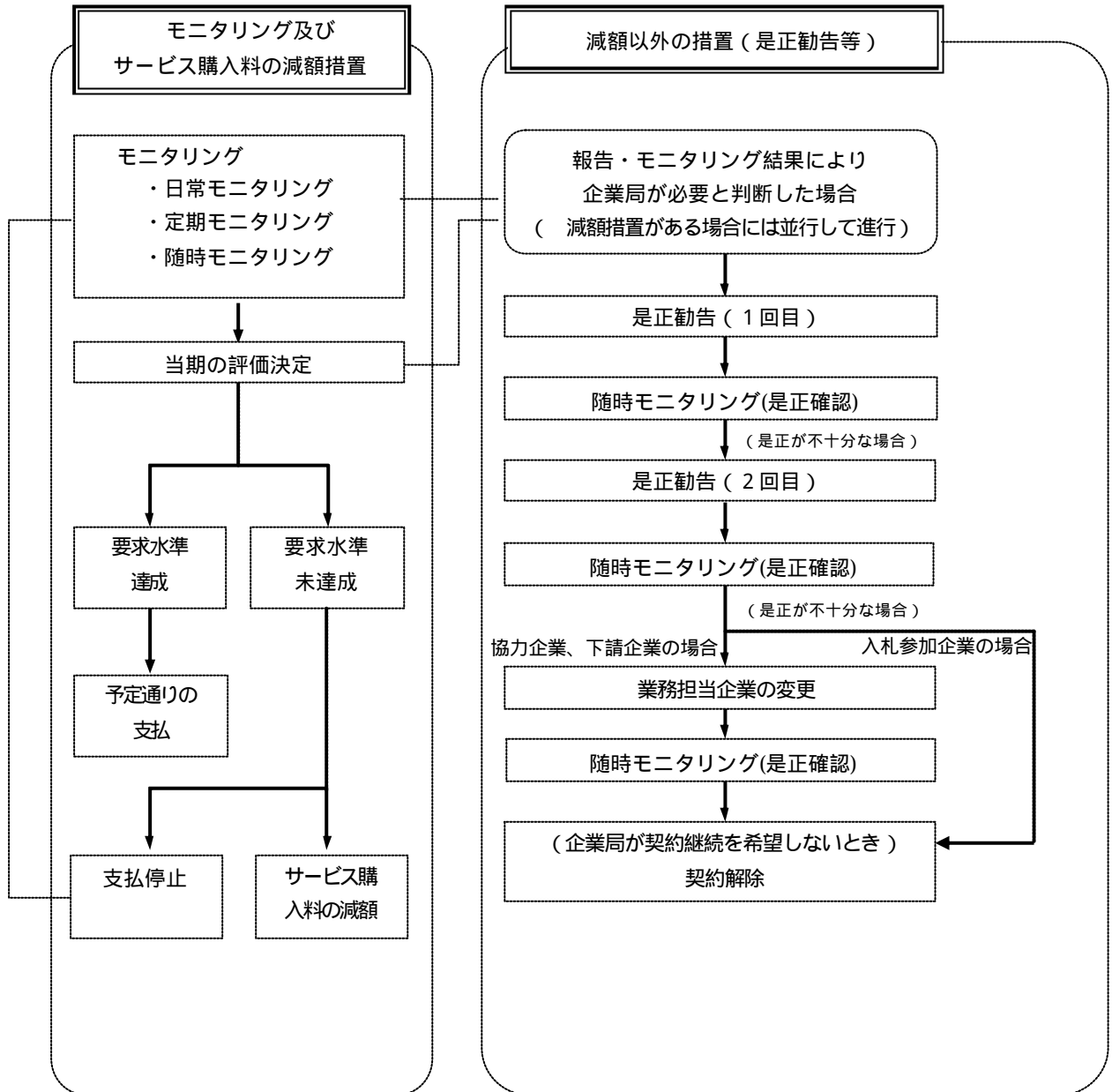
また、年間供給電力量が確保できなかった場合、その不足電力相当額等を東京電力同契約のピーク時間 1 キロワット時単価をもとに算出し、年度最終期のサービス購入料より減額する。

なお、東京電力（株）との契約種別に変更があった場合は、その契約種別によるものとする。

[別紙 4 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について参照]

別紙4 モニタリングの実施とサービス購入料の減額について

1 維持管理・運営期間中の業務水準低下に対する措置



措置の内容		手続きの概要
サービス購入料の減額又は支払停止		一定の業務については、業務水準低下の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額若しくは停止する。
是正勧告	1回目	業務水準低下の内容に応じて当該業務の是正を期限を定め事業者 に勧告する。
	2回目	1回目の勧告によっても期限内に改善が認められない場合に再度 勧告を行う。
業務担当企業の変更		2回の勧告を経て改善が認められない場合で、事業者が当該業務を 協力企業に委託しているときには、企業局は事業者に対して、業務 担当企業の変更請求を行う。
契約解除		業務担当企業の変更を経て業務の改善が認められない場合、もしく は、2回の勧告を経て改善が認められず、当該業務を構成員が実施 している場合において、業務改善等の解決の見込みがたたないと判 断がなされ、企業局が契約継続を希望しないときには、契約を解除 する。

2 モニタリング

(1) モニタリング実施計画書の作成

企業局は、契約締結後、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- (ア)モニタリング時期
- (イ)モニタリング内容
- (ウ)モニタリング組織
- (エ)モニタリング手続
- (オ)モニタリング様式

(2) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア)業務日報等の提出

事業者は、企業局が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び定期モニタリングを行うための業務報告書（毎月）を作成し企業局へ提出する。

(イ)業務実施状況の確認

企業局は、事業者が作成した業務日報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、企業局は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

	事業者	企業局
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	月1回実施のチェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに業務報告書を作成。	業務報告書の確認、業務水準の評価。
随時モニタリング	-	発生土有効利用状況の確認。 各種環境計測値の確認。 その他、必要に応じ不定期に、直接確認。

イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。

3 業務水準低下に対する措置

企業局は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が業務要求水準書等に定める事項を満たしていないと判断した場合に、以下のとおり、サービス購入料の減額、是正勧告その他の措置をとる。

(1) 減額措置及び是正勧告(一回目)

企業局は、モニタリングの結果、事業者の業務水準の低下を確認した場合、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

ア サービス購入料の減額措置

発生した不具合がサービス購入料の減額等の対象であれば、適切な減額措置を講ずる。なお、予め企業局の承諾を得ず施設が稼動不可能となった場合（あるいはそうなることが見込まれる場合）には、事業者は企業局のモニタリングを待たず当該不具合の応急処置を施し、直ちに企業局に通知する。

イ 是正勧告

確認された不具合（上記アに当てはまるものを含む）が、繰返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、企業局は事業者に適切な是正措置を取ることを通告し、事業者に改善策の提出を求めることができる。この改善策の内容は、企業局の承諾を受けなければならない。

ウ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により業務要求水準書及び事業契約書の内容を満たすことができない場合、事業者は企業局に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について企業局と協議する。事業者の通知した事由に合理性があると企業局が判断した場合、当該期間は再度の勧告の対象としない。

(2) 改善効果の確認

企業局は、随時のモニタリングにより、改善策に基づく改善効果を確認する。

(3) 再度の是正勧告

上記(2)のモニタリングの結果、改善策に沿った期間・内容での改善効果が認められないと企業局が判断した場合、企業局は再度の是正勧告を行うとともに、再度上記(1)、(2)の手続きを行う。なお、ここでいう再度の是正勧告については、企業局が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

(4) 業務担当企業の変更

企業局は、上記(3)の手続きを経て改善効果が認められないと判断した場合で、事業者が当該業務を協力企業に委託しているときには、事業契約書に基づいて設置する関係者協議会において最長 3 ヶ月間協議のうえ、当該業務を担当している業務担当企業を変更することを事業者に請求する。

(5) 事業契約の解除

企業局は、上記(4)の手続きを取った後、最長 6 ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、もしくは、上記(3)の手続きを経ても改善効果が認められないと判断した場合で、当該業務を構成員が実施しているときには、事業契約書に基づいて設置する関係者協議会において業務改善等の解決の見込みがたたないと判断し、企業局が契約継続を希望しないときには、事業契約を解除する。

4 サービス購入料の減額

減額対象はサービス購入料（維持管理・運營業務にかかる対価）とし、項目（1）（2）（4）については、当該四半期ペナルティポイントの累計を行い、当該サービス購入料から当該サービス購入料に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。但し、四半期ごとの累計されたペナルティポイントが10ポイント以下の場合にはサービス購入料の減額は行わない。また、四半期ごとに累計されたペナルティポイントは、翌期に繰り越されることはない。ペナルティポイントによる減額割合は表2に示すものとする。

表1 サービス購入料減額等項目

業務項目	確認項目	サービス購入料減額対象額等
排水処理業務	(1) 送泥受入停止時間	ペナルティポイントによる減額
	(2) 返送水の濁度	ペナルティポイントによる減額
設備維持管理業務	(3) 脱水設備・非常用電源供給設備の能力維持	企業局は是正勧告を行い、事業者は改善計画書を提出。機器能力の改善が確認されるまで機器1台当たり10%の割合でサービス購入料の支払いを停止
非常用電源供給業務	(4) 非常時の電源供給	ペナルティポイントによる減額
常用電源供給業務 (提案があった場合)	(5) 提案した契約電力削減量及び年間供給電力量の確保	契約電力削減量が確保できなかった場合、東京電力に支払う契約超過金を、また、年間供給電力量を確保できなかった場合、その不足電力相当額をサービス購入料から減額
発生土有効利用業務	(7) 不法投棄および未承認による最終処分場等への埋立	サービス購入料の全額を減額 企業局は契約を解除することができる なお、承認による最終処分場等への埋立は事業者負担で行い、その処分費は支払わない。

表2 ペナルティポイントによる減額割合

累計ペナルティポイント (X)	当該四半期のサービス購入料の減額割合 (Y)
1 ~ 25PP	$Y = 0.4X$
25 ~ 50PP	$Y = 0.6X - 5$
50 ~ 75PP	$Y = X - 25$
75 ~ 100PP	$Y = 2X - 100$

(1) 送泥受入停止時間

事業者が汚泥を受け入れることができなくなり、浄水場が予定していた送泥を停止した場合、送泥を停止してから受け入れを再開するまでに要した時間に応じてペナルティポイントを課す。

送泥受入停止時間は、停止されてから再開するまでの継続した時間とし、再開にあたっては必ず予定された全量を受け入れなければならない。送泥が再開された後、予定された汚泥の全量を受け入れることができず、当該送泥中に再度停止した場合は送泥受入停止が継続しているものとみなす。

なお、施設能力を超える汚泥流入により受入が不可能となった場合で、事業者が送泥受入停止にいたるまでに適正な汚泥管理を実施していたことが立証できる場合、ペナルティポイントは課さない。

送泥受入停止時間に伴うペナルティポイント

送泥受入停止時間	ペナルティポイント
6 時間以上24 時間未満	5
24 時間以上48 時間未満	15
48 時間以上72 時間未満	35
72 時間以上	50

(2) 返送水の濁度

濁度 20 度以上の返送水が 20 分間以上継続して返送された場合、その濁度及び継続時間に応じてペナルティポイントを課す。返送水の濁度が 20 度以上に上昇してから 20 度未満に下がるまで、若しくは返送を停止するまでを 1 回のペナルティとし、1 回ごとにペナルティポイントを課すこととする。

濃縮槽の泥面管理が適正に実施していたことが立証可能な場合はペナルティポイントを課さない。

継続時間別返送水濁度のペナルティポイント

濁度	時間	20分以上 60分未満	60分以上
	20度以上200度未満		5
200度以上500度未満		10	25
500度以上		25	50

(3) 脱水設備・非常用電源供給設備の能力低下

脱水設備及び非常用電源供給設備が業務要求水準書に定める能力を維持していないことが判明した場合、企業局は改善勧告を行い、事業者は改善計画書を提出する。

改善勧告後、改善予定日までに機器の能力が改善されない場合、改善予定日を含む四半期のサービス購入料の支払いを当該機器1台につき10%の割合で停止処分とする。

停止処分としたサービス購入料分は、機器能力の改善が確認された四半期のサービス購入料とともに支払う。

(4) 非常時の浄水場への電力供給

東京電力から送電が停止した場合、浄水場からの給電要求指示により、速やかな非常用電源設備の稼働及び浄水場への給電が必要となる。このような非常時に非常用電源による電力の供給が不可能な場合、浄水場から給電要求の指示があった時点から非常用電力供給までに要する時間により、以下のとおりペナルティポイントを課す。

但し、耐震性能を上回る地震が発生し機器障害が発生している場合、および県側受電設備の受電機器・ケーブル障害が生じている場合には減額を行わない。

非常電源設備に関するペナルティポイント

非常用電源の給電要求指示から非常用電源の給電までの所用時間	ペナルティポイント
10分以上20分未満	5
20分以上30分未満	10
30分以上40分未満	20
40分以上50分未満	30
50分以上60分未満	40
60分以上	50

(5) 提案契約電力削減量と年間供給電力量の確保

ア モニタリングを実施する場合

事業者が常用電源設備を設置し、電力を浄水場に供給するとした場合のみ当該項目のモニタリングを実施する。

イ 減額を行う場合

事業者提案の毎月契約電力削減量と年間供給電力量が確保できなかった場合、サービス購入料の減額を行う。

ウ 減額

P F I 事業における維持管理・運営開始時の大久保浄水場の電力契約は、東京電力（株）と同社が定める電気受給約款〔特定規模需要〕に基づき「特別高圧季節別時間帯別 B」契約締結の予定である。さらに、常用電源設備が提案された場合は「特別高圧自家発補給電力 B」契約も必要となる場合があるが、基本的に同約款に規定される事項は事業者も遵守すること。

毎月の契約電力削減量が確保出来なかった場合の減額措置は、同約款に規定される同契約等で定める契約超過金等の割り増し料金を、当該時期のサービス購入料より減額する。

また、年間供給電力量が確保できなかった場合、その不足電力相当額を東京電力同契約のピーク時間 1 キロワット時単価をもとに算出し、年度最終期のサービス購入料より減額する。

なお、東京電力（株）との契約種別に変更があった場合は、その契約種別によるものとする。

(6) 不法投棄又は最終処分場等への埋め立て

ア 不法投棄又は承認を経ない最終処分場等への埋め立て

発生土を不法投棄又は企業局の承認を経ない最終処分場等への埋め立てを行った場合、サービス購入料の全額を減額し、企業局は契約を解除することができる。

なお、処分方法が不明である場合は不法投棄と推定するものとする。

ただし、不法投棄又は企業局の承認を経ない最終処分場等への埋め立てについて、事業者の帰責事由がないことが証明された場合を除く。

イ 協議により承認を経た最終処分場等への埋め立て

協議により企業局の承認を得て最終処分場等への埋め立てを行った場合、埋め立てた発生土分については、サービス購入料のうち発生土有効利用業務にかかる経費は支払わない。また、埋め立てに要する費用は事業者負担とする。

ウ 発生土有効利用の確認方法

確認は、書面で行うこととし、非有価（産業廃棄物）として排出する場合はマニフェストにより、また、有価物として排出する場合には、マニフェストに準じた記載事項を備える受け入れ証明書等により確認することとする。

なお、発生土量の確認は、乾燥重量に換算した数値で行うものとする。

